

# ○消防用設備等に係る総合操作盤を設ける防火対象物の指定について

平成18年12月18日  
高広振組消防局告示第1号

消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第12条第1項第8号ハ（第14条第1項第12号、第16条第3項第6号、第18条第4項第15号、第19条第5項第23号、第20条第4項第17号、第21条第4項第19号、第22条第11号、第24条第9号、第24条の2の3第1項第10号、第25条の2第2項第6号、第28条の3第4項第12号、第30条第10号、第30条の3第5号、第31条第9号、第31条の2第10号及び第31条の2の2第9号において準用する場合を含む。）の規定に基づき、消防局長が火災予防上必要があると認めて指定する防火対象物は、次に掲げるものとする。

1 消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「政令」という。）別表第1（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項、（9）項イ及び（16）項イに掲げる防火対象物で、次のいずれかに該当するもの

（1）地階を除く階数が11以上で、かつ、延べ面積が10,000平方メートル以上の防火対象物

（2）地階を除く階数が5以上で、かつ、延べ面積が20,000平方メートル以上の防火対象物

2 政令別表第1（5）項ロ、（7）項、（8）項、（9）項ロ、（10）項から（15）項まで及び（16）項ロに掲げる防火対象物のうち、地階を除く階数が11以上で、かつ、延べ面積が10,000平方メートル以上のもののうち次のいずれかの消防設備が設置されているもの

（1）政令第12条第1項の規定に基づくスプリンクラー設備

（2）政令第13条第1項の規定に基づく水噴霧消火設備、泡消火設備（移動式のものを除く。）、不活性ガス消火設備（移動式のものを除く。）、ハロゲン化物消火設備（移動式のものを除く。）又は粉末消火設備（移動式のものを除く。）

3 政令別表第1（1）項から（16）項までに掲げる防火対象物で、地階の床面積の合計が、5,000平方メートル以上のもののうち次のいずれかの消防用設備が設置されているもの

（1）政令第12条第1項の規定に基づくスプリンクラー設備

（2）政令第13条第1項の規定に基づく水噴霧消火設備、泡消火設備（移動式のものを除く。）、不活性ガス消火設備（移動式のものを除く。）、ハロゲン化物消火設備（移動式のものを除く。）又は粉末消火設備（移動式のものを除く。）

4 1から3までに掲げる防火対象物のうち次のいずれかに該当する場合は、総合操作盤を設置しないことができる。

（1）特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成17年総務省令第40号）第2条第1号に該当する防火対象物

（2）防火対象物の利用、管理等の状況から消防用設備等の設置に係る特例が適用され、集中監視すべき消防用設備等が設置されていない防火対象物

## 附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成19年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 施行日において現に存する防火対象物若しくはその部分又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物若しくはその部分における消防用設備等に係る総合操作盤の設置については、この告示の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 施行日から平成19年3月31日までの間における4（1）の規定の適用については、同規定中「特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成17年総務省令第40号）第2条第1号」とあるのは、「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例（平成7年10月5日付消防予第220号）」とする。ただし、消防局長が適当と認める防火対象物にあっては、この限りでない。